

1. 「かわまちづくり」とは
2. 「かわまちづくり」で実現できること
3. 「かわまちづくり」支援制度とは
4. 河川管理者が行う支援（ソフト施策）
5. 河川管理者が行う支援（ハード施策）

「かわまちづくり」支援制度について

1. 「かわまちづくり」とは

- 「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取組のことです。
- 古くから培われた地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、水辺にはその地域特有の「資源」が眠っています。また、水辺はその使い方や「知恵」によって新たな価値を生み出す可能性を秘めています。
- 「かわまちづくり」では、「かわ」とそれに繋がる「まち」を活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地域住民と河川管理者の連携の下、地域の「顔」、そして「誇り」となるような空間形成を目指します。

2. 「かわまちづくり」で実現できること

■地域の活性化

- 水辺の利活用を通じて、地域交流の機会や場を創出します。
- 舟運やサイクリング、また水辺のオープンカフェや水上アクティビティなどを通じ、歴史や生態系、また癒やしや賑わいなどの「かわ」だからこそ得られる機会を提供することで、観光客数の増加に寄与します。

■地域ブランドの向上

- 地域特有の魅力を持つ「かわ」と「まち」が一体となることで他の地域には無い新たな価値が創造され、その地域の認知度の向上に寄与します。

「かわまちづくり」支援制度について



カヌー・SUP



環境学習・自然体験



キャンプ・バーベキュー



ウォーキング・ジョギング



サイクリング



観光舟運



川床



イベント(アート、上映会)



桜並木



マルシェ・朝市・夜市



公園広場



集客施設



オープンカフェ



隣接施設連携(公園、道の駅)



市街地開発



川の安全教室

上:かわまちづくりで実現できる風景例

「かわまちづくり」支援制度について

3. 「かわまちづくり」支援制度とは

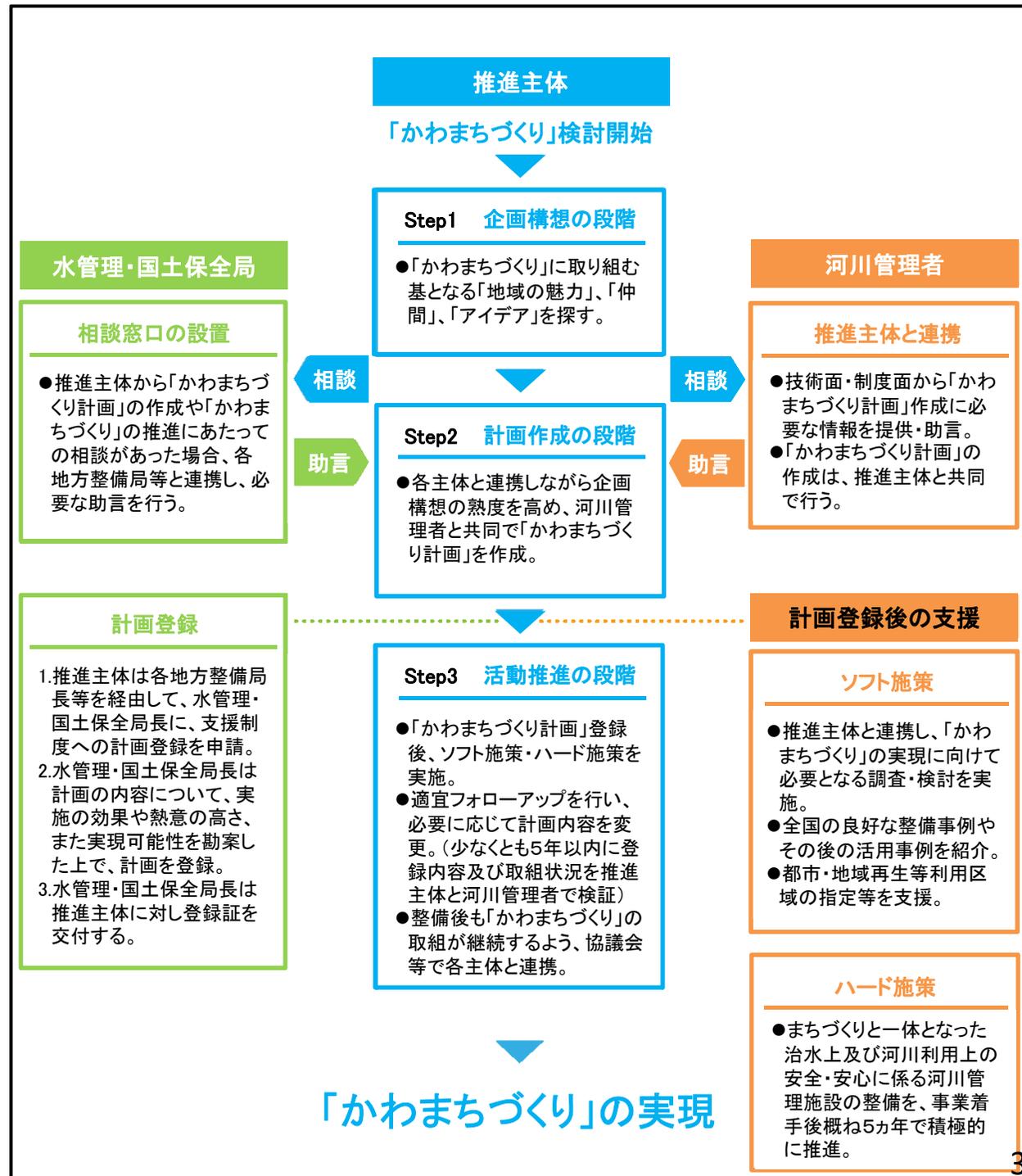
○地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度です。

制度の詳細は:「かわまちづくり」支援制度実施要綱を参照。

○推進主体※は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、支援制度への登録を申請します。登録後は、申請した推進主体に対して登録証が交付されます。

○河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、「ソフト施策」、「ハード施策」の支援を行います。

※推進主体:市町村、市町村及び民間事業者、市町村を構成員に含む法人格の無い協議会
民間事業者(令和5年3月30日要綱改定で追加)



右:「かわまちづくり」の流れ

「かわまちづくり」支援制度について

4. 河川管理者が行う支援(ソフト施策)

○主なソフト施策は以下のとおりです。

- ・「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討。
- ・全国の良好な事例等の情報提供。
- ・都市・地域再生等利用区域※の指定等を支援。

※都市・地域再生等利用区域:河川敷地占用許可準則に規定。平成23年の河川空間のオープン化に伴い河川敷地占用許可準則が改正され、都市・地域再生等利用区域に指定すれば、河川区域内で民間事業者の営業活動(オープンカフェなど)が可能となった。



キャンプ場



オープンカフェ



遊歩道の民間活用

上:都市・地域再生等利用区域で可能な利活用のイメージ

「かわまちづくり」支援制度について

5. 河川管理者が行う支援(ハード施策)

- 河川管理者が支援できるハード施策は、河川管理施設の整備です。一方、市町村等は河川を利活用するための施設整備を実施することになります。
- 例えば、河川区域内に多目的広場を整備したい場合は、河川管理者の整備内容は高水敷整正や河川管理上必要な通路など、市町村等の整備内容は芝張り・トイレ・あずまや・ベンチなどになります。
- 河川管理者は「かわまちづくり計画」登録後概ね5年間で河川管理施設の整備を行います。

※河川管理施設: 河川管理者が建設し管理している施設。川の流れの調整や、洪水の被害防止の機能を持つ施設のこと。上記以外の目的で設置された橋や堰、グラウンドのバックネットなどは許可工作物と言い、河川管理者が許可している施設。

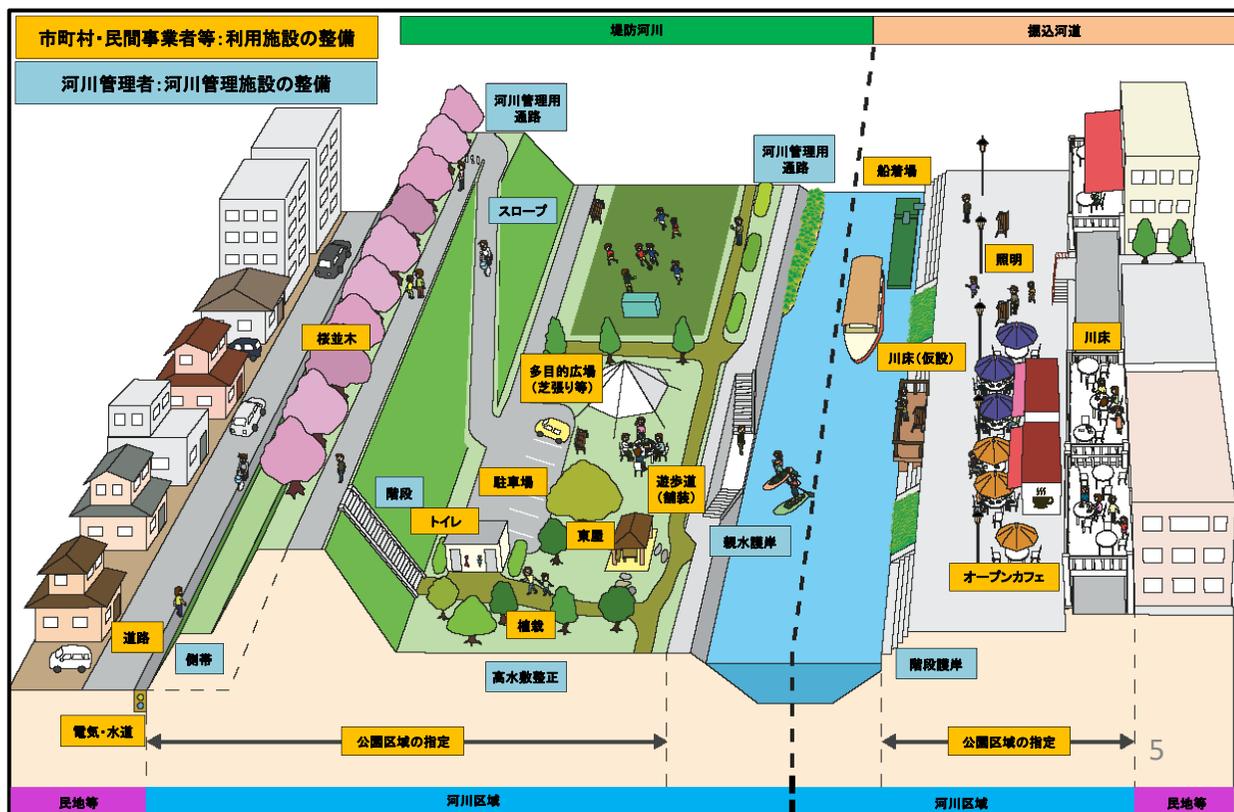


親水護岸



河川管理用通路

上:かわまちづくりで整備可能な河川管理施設例



右:ハード施策のイメージ

「かわまちづくり」支援制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組みを定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という。）への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組みを支援し、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指すことを目的とする。

第2 定義

- この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組みをいう。
- この要綱において「かわまちづくり計画」とは、支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。
- この要綱において「ソフト施策」とは、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則（平成28年5月30日国水政第33号）（以下「準則」という。）第22による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策をいう。
- この要綱において「ハード施策」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合した賑わいある良好な河川空間を創出するために、治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで地域活性化に寄与する河川管理施設を整備する施策をいう。
- この要綱において「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者
 - 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において賑わいある良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
 - 河川区域に隣接する土地において、賑わいある良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

第3 対象河川

支援制度の対象となる河川は、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

第4 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 市町村
- 市町村及び民間事業者
- 市町村を構成員に含む法人格のない協議会
- 民間事業者

第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
- 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
- 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
- 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

第6 「かわまちづくり計画」の作成等

- 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
- 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - 水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
 - 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - 推進体制
 - 準則第22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - 維持管理計画
 - その他特筆すべき事項
- 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通本省及び地方支分部局に窓口を設ける。

第7 「かわまちづくり計画」の登録

- 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・

国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。

2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の定量的目標、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性・継続性を勘案した上で、実現可能性等が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。

なお、準則 2 2 による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組の内容について、確認を行うものとする。

3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

第 8 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後または変更登録後、少なくとも 5 年以内に登録内容及び取組み状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第 7 の規定を準用する。

第 9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第 2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第 5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第 7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

第 10 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域の

ニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則 2 2 による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね 5 力年で積極的に推進する。

第 1 1 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり計画」に基づき整備する河川管理施設については、河川整備計画（未策定河川については、工事実施基本計画又は河川改良工事全体計画、準用河川においては準用河川改修計画等）との整合を図るものとする。

第 1 2 良好な空間の保全

推進主体及び河川管理者は、「かわまちづくり計画」により整備された良好な空間の保全のために、関係施設の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防除するために設置された施設以外の維持管理については、推進主体と河川管理者等が協議し、予め適正な管理の方法を定めるものとする。

第 1 3 その他

1. 「かわまちづくり計画」の作成及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. 民間事業者が推進主体となり、「かわまちづくり計画」の作成、登録及び事業を実施しようとするときは、河川管理者及び市町村を含むかわまちづくりに関する協議会等を設置し、地域の合意を図らなければならない。
3. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

附則

1. この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 2 8 年 2 月 1 0 日付国水環第 1 0 9 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱は廃止する。なお、廃止前の要綱に基づき行われている事業（附則 2 に基づき、平成 2 1 年 4 月 1 日付国水環第 1 1 7 号及び平成 2 2 年 4 月 1 日付国水環第 1 2 6 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱を適用している事業を含む。）については事業完了まで、廃止前の要綱を、効力を有するものと見なして適用することができるものとする。